



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 年休5日の義務果たさず (2022/09/12)

福岡・久留米労働基準監督署(古賀薫署長)は、労働基準監督官に対し虚偽の陳述を行ったとして、昭和建設(株)(同県久留米市)と同社の担当課長を労働基準法101条(報告等)違反の疑いで福岡地検久留米支部に書類送検した。同社は年間5日間の年次有給休暇を取得できていない労働者が複数人いるにもかかわらず、「全員取得できている」と虚偽の内容を記載した有給休暇管理簿を提出し、記載内容に基づいて虚偽の陳述を行った疑い。

2. 一般事業者・男性大型運転手平均賃金は35.4万円 (2022/09/1)

全日本トラック協会の「2021年度版トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」調査によると、一般事業者における男性運転手の1カ月平均賃金は、けん引39.7万円、大型35.4万円、中型31.1万円、準中型30.5万円だった。特積事業者では同じ順に、36.6万円、39.4万円、30.1万円、35.0万円などとなっている。前回調査と比べると概ね増加傾向を示し、とくにけん引では約1割増とめだって改善した。一般事業者・男性運転手の賃金構成は、運行手当や時間外手当を合算した「変動給」の割合が49.4%となり、月例給のほぼ半分を占めている。

3. 転倒・腰痛防止 死傷病報告を原則電子申請に (2022/09/12)

厚生労働省は、転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における検討事項の中間整理案をまとめた。労働災害の発生要因などを収集・分析して効果的な対策を講じられるようにするため、労働者死傷病報告に関するシステムを改修し、原則として電子申請で受け付けるべきと提言している。現在は紙に印刷する必要があるサイト上の「入力支援サービス」を改善し、スマートフォンなどから直接電子申請を行えるようにする。安全教育面では、短時間で効率的な教育方法を企業に示すべきとした。

4. 特定技能・建設の業務3区分に再編 (2022/09/12)

国土交通省は、8月末の閣議決定で建設業における特定技能1号の業務区分が再編されたのに伴い、技能の評価試験の枠組みを刷新する。これまでは専門工事業団体が各業務の試験実施機関となっていたが、今後は建設技能人材機構(JAC)が一括して行う。業務単位だった19区分は「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分に見直され、1つの区分の試験に合格すれば、その区分内に関連する7~18業務に従事可能となる。従来は対象外だった電気工事などの業務も特定技能で活用できる。

再確認！

★10月より従業員の雇用保険料率が変わります!★

給与への反映させるタイミングに注意！！

下記のとおり、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が2022年3月30日に国会で成立し、2022年4月から、雇用保険二事業に対する事業主負担分の保険料率が引き上げられています。

令和4年4月より

事業の種類	改正後保険料率	内給与控除額(従業員負担額)
一般の事業	9.5/1000	変更無し
農林水産、清酒製造の事業	17.5/1000	変更無し
建設の事業	18.5/1000	変更無し

2回目のアップは10月です。このタイミングで上がるのは失業給付等にかかる料率です。つまり、事業主はもちろん、労働者の給与に影響します。

アップ率は0.4%です。しかし、失業給付等は労使折半なので、労働者側が0.2%、事業主側が0.2%ずつそのアップ分を負担します。

一般の事業の場合、労働者側、事業主側の雇用保険料率はともに3/1000から5/1000に上がります。

令和4年10月より

事業の種類	改正後保険料率	内給与控除額(従業員負担額)
一般の事業	13.5/1000	5/1000
農林水産、清酒製造の事業	15.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	6/1000

雇用保険料率はその月の給与分からの変更となります。

給与締め日が属する月が、その月の給与ということになります。

☞ 10月分の変更は10月1日以降に締め日を迎える最初の給与計算期間から新料率の適用です。

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第130回

別居している親を健康保険の被扶養者に出来る？

Q、最近同居していた親が介護施設に入った社員がいます。この場合別居となると思いますがこのまま被扶養者にしていいものでしょうか？

A、配偶者の親の場合は、同居していることが要件となるため、被扶養者となることはできません。
実親の場合には、下記の要件を満たしていれば扶養とすることが出来ます。

1) 国内に居住していること
(住民票があること)



2) 75歳未満であること

3) 生計維持(収入)要件

- ・ 年収が130万円未満(60歳以上の方
もしくは障害者の場合は180万円未満)
- ・ 被保険者からの仕送りが本人の収入を
超えること



以上が条件ですが、所得税法上の扶養家族の所得要件とは異なるため注意が必要です。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

まだまだ残暑が終わりませんが、朝晩すっかり涼しくなり秋の虫の音も聞こえるようにもなりましたね。過ごしやすくなったので秋の夜長に老眼と戦いつつ読書にいそしんでいます。本はいいですね。思いがけず気に入った作家を見つけた時、知らない世界を覗き見ることが出来た時、考え方の影響受けた時等々

まだまだ好奇心はやみません。最近の楽しみの一つです。

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所
〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>